

経 済 民 生 常 任 委 員 会 記 録

令和5年12月22日（火）午後1時29分～午後3時25分（9階908会議室）

○出席委員（9名）

委員長	根本 雅昭
副委員長	二階堂利枝
委員	七島 奈緒
委員	佐原 真紀
委員	白川 敏明
委員	後藤 善次
委員	村山 国子
委員	羽田 房男
委員	真田 広志

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（農政部・農業委員会）

農政部長	清野 良彦
農政部次長	菅野 康祐
農業企画課長	大岡 哲
農業企画課課長補佐兼農政企画係長	菅野 芳正
農業企画課農業担い手係長	齋藤 鈴恵
農業企画課農業被害対策係副主査	菊池 颯
農業振興課長	長島 晴司
農業振興課生産振興係長	高橋 美紘
農業振興課販売促進係主任	亀岡 利広
農林整備課長	吉田 広明
農業委員会事務局長	堀江 清一
農業委員会事務局農地係長	阿部 三起夫

○案 件

所管事務調査「持続可能な農業の振興に関する調査」

- 1 当局説明
- 2 意見開陳
- 3 参考人招致について
- 4 行政視察について

午後1時29分 開 議

(根本雅昭委員長) それでは、皆さん、こんにちは。ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

持続可能な農業の振興に関する調査についてを議題といたします。

初めに、当局説明を議題といたします。

この件について、まず農政部さんに説明をお願いしましたところ、業務多忙の中、本日お引き受けいただきました。委員会を代表して御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速議題に入りますが、委員の皆さんからの質疑は聴取内容を全てご説明いただいた後に行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

(農政部長) 本日は、持続可能な農業の振興に関する調査ということで農政部よりご説明をさせていただきます。

内容につきましては、お手元の資料に基づきまして一括して次長より説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(農政部長) それでは、持続可能な農業の振興に関する調査につきましてご説明のほうさせていただきます。

お手元の所管事務調査資料の右上のページでいきたいと思います。3ページをご覧ください。それでは、本市の現状からご説明させていただきます。(1)、農業産出額について、①、農業産出額の推移についてご説明いたします。一番右側の棒グラフ、直近の令和3年の本市の農業産出額で、その額は181億3,000万円で、全国91位であります。左側の本市の特徴に記載のとおり、果実、棒グラフの濃い青い部分、こちらが112億2,000万円で、農業産出額の62%を占めております。参考までに、農業産出額全国第1位は宮崎県の都城市、産出額が901億5,000万円で、皆様もご存じのとおり、畜産業が盛んなところでございまして、産出額の85%が畜産業でございます。

4ページをご覧ください。②、果実の内訳についてご説明いたします。農業産出額の62%、金額で112億2,000万円を占める果実の品目別の内訳でございます。最も産出額が多いのは折れ線グラフの濃い青の線のモモでありまして、その金額は55億9,000万円で、全国2位でございます。なお、右側の円

グラフのとおり、モモは果実全体の産出額の50%を占めております。参考までに、ライバルとなる全国第1位は山梨県の笛吹市でございまして、産出額が104億円でございます。オレンジの線は全国1位の産出額を誇ります日本ナシで、産出額は23億1,000万円であります。グレーの折れ線のリンゴは産出額が18億5,000万円で、全国20位であります。その他産出額、占める割合については、折れ線グラフ、円グラフのとおりでございます。

5ページをご覧ください。(2)、担い手について、①、農家数、基幹的農業従事者数(高齢化の状況)の推移についてご説明いたします。左側の棒グラフが農家数で、右側が基幹的農業従事者数及び基幹的農業従事者の平均年齢でございます。左側の農家数をご覧ください。直近の令和2年の農家数は4,976戸で、5年前の平成27年と比較すると約1,000軒減少してございます。右側の基幹的農業従事者数をご覧ください。直近の令和2年の基幹的農業従事者数は4,469人で、5年前の平成27年と比較すると約1,200人の減、また65歳以上の基幹的農業従事者数が3,196人で、占める割合が記載のとおり71.5%で、10年前の平成22年と比較し10ポイント増加してございます。その下、基幹的農業従事者の平均年齢の推移であります、令和2年の平均年齢、68.3歳まで上昇してございます。

12月市議会定例会議でも答弁させていただきましたが、新規就農者の確保や営農継続に向けた支援など様々な施策を実施しておりますが、農家数、農業従事者数の減少に歯止めがかからない状況でございます。要因といたしまして、農業従事者の高齢化、後継者や若手の担い手不足、市場価格の変動などによる農業収入への不安、近年の気候変動や自然災害の増加などの環境変化による農業の不安定化、意欲の低下などと考えております。

6ページをご覧ください。②、新規就農者数の推移であります、左側の棒グラフをご覧ください。令和5年度の新規就農者は法人設立者1人を含めまして46人で、令和3年度から右肩上がりに増加しております。右側が年齢別内訳でございます。グレーでお示しした30歳代、黄色でお示しした40歳代の就農者が増加傾向にございます。

7ページをご覧ください。③、認定農業者の推移であります、まず認定農業者でございますが、中段の認定農業者制度とは記載のとおりですが、分かりやすくご説明いたしますと、意欲と能力を有し、5年後に向けて経営改善を進めていく農業者で、市町村から認定を受けた者でございます。認定の基準ですが、年間農業所得が個別経営体1戸当たり510万円以上、主たる従事者であれば1人当たり440万円以上であります。国では、認定農業者に対して重点的に農業施策を講じていこうと考えております。支援制度については、後ほどご説明のほうさせていただきます。

さて、認定農業者の推移ですが、グラフのとおり、令和4年度は508人の農業者が認定されております。過去10年間の推移ですが、平成30年度の523人をピークに、新たに認定農業者に認定される農業者がいる一方で、高齢化や死亡による減もあり、グラフのとおり減少傾向にございます。

8ページをご覧ください。④、新規就農者の定着率(離農率)の推移についてですが、平成30年度からの定着状況調査の結果をグラフにいたしました。右側の(1)、調査対象者ですが、平成30年度

からの5年間の新規就農者でございます。新規就農者のうち離職した者の離農率は、円グラフの下にありますように、過去5年間平均で11.1%となっております。

(2)の主な離農理由は、金銭的な理由、体力面、精神的不安、コミュニケーショントラブル、農業の理想と現実のギャップなどとなっております。

(3)、定着への課題ですが、新規就農者に身近な相談役がいないために、栽培に関する知識や技術が学べず、収益が上がらずに挫折してしまうことなどが課題として挙げられたため、令和3年度より先輩農家さんが営農技術や経営などを指導する農業メンター事業を実施しております。これまでに12名の新規就農者が活用しており、今後も定着率アップのための支援策としていきたいと考えております。

9ページをご覧ください。⑤、農業経営体数の推移について（個人、法人）であります。右側に農業経営体について記載させていただきました。ご確認のほうお願いいたします。

さて、左側の10年間の統計であります。平成22年、平成27年、令和2年と約1,000ずつ経営体が減少しており、直近の令和2年の農業経営体数は個人、団体とも減少し、3,236経営体となっております。

10ページをご覧ください。農業後継者、新規就農者対策、(3)、農業の中心となる担い手の育成について、認定農業者に対する主な支援措置をご説明いたします。まず、支援措置の1つ目として、国が実施する①の経営所得安定対策であります。こちらは、農業における経営所得の安定性を確保することを目的とするもので、いわゆるゲタ対策とナラシ対策がございます。

それぞれの事業概要ですが、A、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策ですが、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産、販売を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する制度で、対象となる農作物は麦、大豆、ソバ、菜種などがあります。

次に、B、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策ですが、収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆などの当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填するものでございます。

これらの対策によって、主要作物である米や外国産との価格差により国産が不利となりやすい麦、大豆などの作物について需要に応じた生産を促進するとともに、認定農業者を支援しております。

その下、②、税制度においても、記載のとおり税法上の必要経費への経費算入を認められる支援もございます。

さらには、11ページをご覧ください。③、融資にあるように、低金利で農業の経営改善のための資金の借入れが可能となり、また④、その他、A及びBに記載のとおり、農業者年金の保険料の助成や収入保険、果樹共済の保険料も10%へかさ上げ助成が受けられるようになります。

これらが主な認定農業者に対する支援措置でございます。

なお、収入保険については後ほど31ページで改めてご説明させていただきます。

12ページをご覧ください。（４）、農業後継者の確保、育成の取組について、①、経営継承・発展等支援事業、②、農業後継者連絡協議会への支援についてご説明いたします。地域農業の経営を継承した後継者がその後の経営発展に関する計画を策定し、計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援しております。また、市内６方部により組織された福島市農業後継者連絡協議会に対し、様々な面から後継者への伴走支援を行ってございます。

13ページをご覧ください。（５）、新規就農者の確保、定着の取組について、①、新規就農した際の所得見込みですが、作物ごとの収入、支出見込みでございしますが、ＪＡの資料を引用しておりますが、表の一番右側の列が所得見込額となります。なお、その下に記載いたしましたが、果樹、野菜の栽培面積当たりの所得金額、無収入期間ですが、いずれも野菜が好条件でございまして、右側に移りまして、②、新規就農者が生産する主な農作物の種類も野菜が５５％となっており、果樹よりもハードルが低く、取りかかりやすい結果となっております。

14ページからは、③、就労スケジュール（年間の大まかな就労内容とスケジュール）であります。就農者の多くは多品種栽培で収益を上げており、これらの就労スケジュールを参考に無理なく複数品種を栽培しながら営農を継続しております。後ほどご確認ください。

17ページまでお進みください。17ページ、④、離農者と新規就農者のマッチングですが、まず樹園地における課題でございしますが、３点ほど記載させていただきました。１つ目として、後継者がいない樹園地では、離農時には伐採するという農家が多いということでございます。２つ目として、成木に育つまで無収入の期間が続くことから、果樹への就農を諦めてしまう就農者もいることでございます。３つ目として、担い手の経営規模拡大や集約化の機会が失われることでございます。

こうした課題を解決するために、令和６年度から新たな事業として検討しているものが下のものがございます。左側、樹園地継承システムですが、所有者や耕作者は後継者がいないなどを理由に樹園地を新たな担い手に継承する考えがある場合、登録の申込みを受け、イラストに記載のとおり、所在地、面積、継承の希望時期、売買、賃貸希望価格、品種などをデータベース化し、市のホームページで情報提供いたします。矢印で描かれているように、新たな担い手へ継承された場合、樹園地の出し手に奨励金を交付する事業も現在検討中であります。これら事業により、樹園地における課題を解決してまいりたいと考えております。

18ページをご覧ください。⑤、あぐりっしゅサポートパッケージであります。本市では令和３年度より新規就農支援策をあぐりっしゅサポートパッケージとしてまとめ、就農相談、体験、研修、営農、定着、こちらに至る各ステップで必要な支援を案内してございます。ステップ１の就農相談では、本市が相談の窓口となり、常に県やＪＡ、農業委員会と情報を共有し、合同相談会を実施することで、相談者がスムーズに就農できるようサポートしてございます。

19ページをご覧ください。ステップ２の体験、研修ですが、左側、体験の部分では、昨年度から就職情報提供サイト、マイナビ農業での農業体験のマッチングを実施し、福島市観光農園協会の会員の

方々にご協力いただき、体験の受入れを実施しました。令和4年度は、6件フレッシュ農家さんと先輩農家さんのマッチングが成功し、体験研修を受け入れていただきました。

右側、研修についてですが、本市では果樹研究所や県に登録している先進農家が研修受入先となっており、県の就農支援センターが窓口となっている就農準備資金を活用しながら研修が受講できる体制を構築しております。

20ページをご覧ください。ステップ3の営農、定着ですが、農地、機械、施設を取得するステージにおいては、営農資金補助として国や市の支援策をそれぞれ用意しております。Aの営農資金の支援では、まず国の補助メニューとなりますが、経営開始資金がございます。50歳未満で経営開始3年以内の就農者に年間150万円の資金を最長3年間交付するものでございます。次に、その下、市の補助メニューとなりますが、農業経営開始支援事業は、65歳未満の経営開始3年以内の方に月額5万円の資金を最長2年間交付するものでございます。

次に、B、農業機械、施設等導入の支援ですが、国の補助メニューとなりますが、経営発展支援事業は、50歳未満の年齢要件などを満たした就農者に対し、補助対象事業費、上限1,000万円の4分の3を支援するものであります。また、市の補助メニューとなりますが、農業用機械等導入支援事業では、65歳未満の年齢要件などを満たした就農者に対して、機械等導入経費の3分の1、補助額上限30万円を支援しております。

C、農地を取得するときの支援ですが、後ほど23ページの農地流動化支援事業でご説明させていただきます。

最後に、D、定着に向けた支援ですが、8ページでご説明いたしました農業メンター事業を実施しており、サポート活動を行った先輩農家さんには報償として月額1万円を最長2年間交付しております。

21ページをご覧ください。集落営農、農地所有適格法人の育成、支援について、①、集落営農と②、農地所有適格法人についてご説明いたします。左側、①、集落営農とは、集落を単位として農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織であります。人・農地プランの実質化をした金谷川地区で金谷川農作業受託組合を令和3年3月に設置いたしました。令和4年度には、地域を守る集落営農支援事業により農地の集積を図ったことから、同組合に補助金も交付されました。

右側、②、農地所有適格法人とは、農地法に定める一定の要件を満たし、農地の所有を認められた農業法人でございます。本市の支援としては、法人経営を目指す農業者への相談支援、農業に新規参入する既存法人の就農相談をはじめ、就農までの伴走支援でございます。

22ページをご覧ください。農業経営の強化、(7)、農用地の集積、集約の促進について、①、農地中間管理事業ですが、農地バンクが地域内の分散した農用地等を出し手から借り受け、まとまりのある形で担い手に長期間貸し付ける事業となります。効果については、担い手への農地の集積と分散している農地の集約化、新規参入の促進、未活用農地の有効活用などが挙げられます。手続きの流れ

については図のとおりとなりますが、農地バンクが農地を貸したい方と農地を借りたい方の仲介役となり、スムーズに農地の貸し借りができるような形となっております。なお、本市は農地バンクから一部業務委託を受けており、各関係機関と連携しながら当制度を推進しているところでございます。

23ページをご覧ください。②、農地流動化支援事業ですが、農地流動化支援事業は農地の流動化を積極的かつ計画的に進める農業者に対して、農地を賃借または所有した場合に支援金を交付する事業でございます。左側、A、担い手支援は、農地の規模拡大を図った農業者に対して、賃借の場合は10年以上の利用権を設定した場合に10アール当たり1万5,000円を交付し、所有権移転した場合には10アール当たり2万円を交付しています。その他の要件については記載のとおりでございます。

右側、B、新規就農支援は、新規就農者が初めて農地を賃借した場合に年間賃料の2分の1の金額を3年間交付し、農業者の安定的な農業経営の発展を支援することで農地の集積、集約の促進に努めております。

それぞれの令和4年度の実績については、下の表のとおりとなっております。

24ページをご覧ください。③、地域計画（人・農地プラン）の策定事業についてですが、人・農地プランの策定事業については、これまで地域での話し合いにより作成、実行してきた人・農地プランが法定化され、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるようにされたものであります。

また、令和7年3月末までに地域計画を策定することから、本市では右のスケジュールのとおり、地域計画を策定するエリアを市内全体で36エリアに設定し、先発地区7地区、中間地区12地区、後発地区17地区に分け、令和5年7月から農業者の負担とならない時期に協議の場を開催しており、現在19エリアで開催を終えたところでございます。

25ページをご覧ください。農業経営の強化、（8）、各種作物の生産促進、①、経営所得安定対策事業についてご説明いたします。主な支援制度のゲタ対策とナラシ対策は10ページでご説明いたしましたので、割愛のほうさせていただきます。

その下、水田活用の直接支払交付金ですが、水田で主食用米以外を作付する農業者に対し、作付面積、収量に応じて補助金を交付する国の制度で、市内では飼料用米の作付が多い状況でございます。支援内容については表のとおりであります。

次に、②、産地生産力強化総合対策事業ですが、産地の生産力強化を図るため、各種作物の産地規模の拡大、省力、低コスト化、高品質化のための装置等の導入など生産の拡大に直結する取組を支援する県事業であります。令和5年の実績は1件で、支援内容は記載のとおりでございます。

26ページをご覧ください。③、品目別取組内容についてであります。米から飼料作物までの取組内容及び補助事業等について記載いたしました。後ほどご確認のほうお願いいたします。

27ページをご覧ください。（9）、ICTを活用した農業の促進について、①、スマート農業検討

会についてご説明いたします。本市では、令和3年度に農業者、学識経験者、農業関係機関を構成メンバーに福島市スマート農業検討会を設置いたしました。データを有効に活用するデータ駆動型農業と農業現場のニーズを踏まえたスマート農機の導入を2本の柱に、圃場での検証や検証結果の共有を図ってまいりました。

28ページをご覧ください。②、スマート農業の概要についてご説明いたします。そもそもスマート農業とは、ロボット技術やICTを活用して省力化、効率化、生産力向上を図るもので、生産コストの削減や売上げアップにより稼げる農業を実現するものでございます。

写真の左側からロボット草刈り機、ロボモアでございます。既に市内で約90台導入されております。価格、設置費等は記載のとおりでございます。

右隣が気象センサー、水位センサーでございます。気象状況をリアルタイムで観測するとともに、地中温度などを計測し、土壌の状態を分析する情報機器で、生育場所による生育状況の違いなどを知ることができます。自分のスマホから遠くの圃場の状況を確認することも可能となります。価格等は記載のとおりでございます。

右隣が農業用無人車でございます。農薬や肥料の散布に加え、資材や水、収穫物の運搬など、多方面で活躍が期待されるものでございます。

右隣が農薬散布ドローンであります。機器によっては使用するにあたり研修等を受講する必要のあるものもございます。

29ページをご覧ください。③、活用する上での課題と今後の見通しであります。10月19日に生産者や福島大学の学生、根本委員長さんなど約50人の方々に参加いただきまして、市内東湯野の樹園地でスマート農業実演会を開催いたしました。その際、アンケート調査を実施し、23名から様々なご意見を頂戴しました。

一番右の円グラフ、課題であります。やはり購入費用が高額、自分に合った器具が分からない、情報が少ないといったご意見を頂戴いたしました。

今後の導入の見通しであります。真ん中の円グラフ、導入状況であります。導入を検討しているが11名で、実演会が地域内への波及効果や意識の改革、こちらにつながったと考えております。

30ページをご覧ください。④、スマート農業導入の支援制度（国、県、市、JAなど）についてでございますが、記載のとおり、スマート農機具導入に特化した補助制度は現時点でございませんが、導入にあたって活用可能な補助は記載のとおりでございます。

Aの農地利用効率化等支援交付金、こちらの国メニューでございますが、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械、施設等の導入を支援するもので、補助額等は記載のとおりであります。

BとCは本年度の受付を終了しているので、割愛させていただきます。

D、経営継承・発展等支援事業、国と市のメニューでございますが、先ほど12ページでご説明した

メニューで、後継者が経営発展に関する計画を策定して取り組む場合に支援するものであります。補助額等は12ページをご覧ください。

E、あぐりっしゅサポートパッケージ、国と市のメニューでございます。先ほど20ページでご説明したメニューで、新規就農者を対象とした支援策でございます。補助額等は20ページをご確認ください。

F、振興作物拡大支援、こちらJ Aのメニューでございます。農業用設備導入を補助するもので、補助額等は記載のとおりでございます。

なお、本市では省力化、効率化、生産性、収益性の高い農業実現のため、令和6年度に市独自の補助金の創設を検討してございます。

31ページをご覧ください。10、農業経営の安定化について、①、収入保険の加入促進についてでございますが、まず収入保険の概要であります。収入保険は保険期間の販売収入が基準収入を下回った場合に、下回った額の一部を補填する制度でありまして、自然災害や病虫害、鳥獣害による収量の減少のほか、盗難被害や新型コロナウイルス感染症による収入の減少など、様々な要因による収入減少を対象としております。

次に、収入保険の加入状況であります。左下、令和4年度実績は348件であります。

次に、本市の保険加入促進の取組ですが、資料のA、農業経営安定化支援事業で、農業者が負担する収入保険、果樹共済保険料の5%、ただし認定農業者は10%、こちらを助成してございます。

さらには、令和5年から令和7年度を特別加入推進期間と位置づけまして、初めて収入保険に加入する農業者に対し、保険料の50%、こちらを助成しております。ページの真ん中、B、収入保険加入促進特別対策事業費に具体例を記載させていただきました。後ほどご確認ください。

32ページをご覧ください。安全性の確保と消費拡大、(11)、安全性の確保について、①、防霜対策についてご説明いたします。農作物の凍霜害を未然に防止するため、毎年、市に防霜対策本部を設置いたしまして、さらには地区本部をJ Aふくしま未来に設置するとともに、消防本部、警察署などと連携しながら対策を講じております。また、市公式LINEや市ホームページで情報の発信にも努めております。令和5年は、3月20日から5月31日までの73日間、福島市防霜対策本部を設置いたしました。

今年度の状況でございますが、霜注意報発表回数が28回、燃焼材使用回数が4回、被害発生が2回でございました。

33ページをご覧ください。②、気候変動対策についてでございますが、営農活動によって生じる温室効果ガス排出を抑制する取組等に対して費用補助を行い、農業分野における脱炭素の取組を支援するものでございます。

A、施設園芸エネルギー転換支援事業は、重油等の化石燃料を使用する暖房機器からヒートポンプ等燃油を使用しない省エネ機器の導入費を支援するもので、支援内容は記載のとおりで、補助実績は

令和4年度が6件、令和5年度が2件であります。

B、肥料価格高騰支援事業は、野焼きの未然防止に寄与し、保肥力を高める炭化器購入費を支援するもので、支援内容は記載のとおりであります。補助実績は、令和4年度が84件、令和5年度が30件であります。

34ページをご覧ください。(12)、消費拡大の推進について、①、農作物のブランド化の推進、A、ゆうやけベリーブランド化推進事業についてご説明いたします。本事業は、資料の上のゆうやけベリーブランディング事業と資料下のゆうやけベリー生産応援（エール）事業の2つの事業で構成されております。

まず、ゆうやけベリーブランディング事業につきましては、写真左、ゆうやけベリーのブランド化に向けたプロモーションとして、贈答用のパッケージを作成し、他市産のゆうやけベリーとの差別化を図っております。また、写真中央、ゆうやけベリーの生産者と共同でPRのためのイベントを実施し、ゆうやけベリーといえば福島市のイメージ定着を図っております。さらに、写真右、首都圏の有名果物専門店で取り扱っていただけるよう現在調整を図っているところでございます。

次に、その下、ゆうやけベリー生産応援（エール）事業についてでございますが、ゆうやけベリーの高品質化、安定生産を図るため、令和5年度にゆうやけベリーを作付する生産者に対し、施設や設備の導入費用の一部を支援しております。補助内容につきましては、右下の表のとおりでございます。

35ページをご覧ください。同じく①、農作物のブランド化の推進のB、旬の宝石箱FーBOXを活用したブランド化についてであります。小家族化や嗜好の多様化など市場の変化に対応するため、少量多品目の詰め合わせ商品など、一度に多くの果物を中心とした農作物を楽しめるFーBOXを作成し、道の駅ふくしま、市内観光果樹園等での販売により、FーBOXにはおいしい福島市の農産物が詰まっているというイメージを定着させ、ブランド化を推進します。本年6月にはFーBOXお披露目会、9月にはも・も・て・な・しキャンペーン、9月の最終週には奇跡の一週間秋のフルーツオールスターキャンペーンなどを実施しました。FーBOXは道の駅ふくしま、市内果樹園、小売店などで販売し、今日現在6,690箱が活用されました。

次に、C、6次産業化の推進についてであります。生産した農作物を加工して販売したい、他業種と連携して商品開発をしたいなど、6次化にチャレンジする方、気になっている方、既に取り組んでいる方に対して、6次化相談員による相談対応や情報提供、6次化アドバイザーによる商品開発や改良支援などのサポートを行っております。また、セミナー、交流会の開催による異業種とのマッチング事業も実施しております。1年を通して果物の加工品が店頭に並ぶことで福島市イコール果物のイメージを定着させ、くだものの宝石箱ふくしま市のブランド化を推進いたします。

36ページをご覧ください。②、農作物のプロモーション事業、福島の農作物魅力アップであります。A、トップセールス推進事業を実施いたしました。首都圏、阪神地区、九州地区の重点消費地や荒川区、豊橋市の友好都市において、本市産農産物のプロモーションを実施いたしました。

次に、B、福島県くだもの消費拡大委員会事業についてであります。ミスピーチキャンペーンクルーによる全国各地での果物のPR、モモやリンゴのポット鉢を活用した福島駅等での展示や児童施設での狩り取り体験、ホームページやインスタグラム等による旬の果物の情報発信などを実施し、認知度向上と販路拡大を図りました。

次に、C、消費者向けパンフレット制作事業ですが、本市産果物の魅力や保存方法、おいしい食べ方などの情報を掲載したパンフレットを作成し、観光施設や県外イベントでの配布や贈答用果物への同封等で広く周知いたしました。

37ページをご覧ください。②、農産物のプロモーション事業、福島駅前軽トラ市のA、福島駅前軽トラ市開催事業（イベント版）についてであります。7月から10月の最終日曜日に福島駅前通りで市内外の生産者や事業者が軽トラックの荷台等で野菜や果物、加工品を対面販売し、消費者に本市産農産物等のおいしさや魅力を体感してもらうことで消費拡大や販路拡大、そして町なかのにぎわいを創出しました。

あわせて、B、福島駅前軽トラ市開催事業（Web版）を実施し、生産者の情報や安全性に関する情報を発信するとともに、オンラインショップを通して全国どこからでも購入できる機会の創出を図りました。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

（根本雅昭委員長）ありがとうございます。

次に、質疑に移りますけれども、今回は議案審査ではなく、当局から現状を教えていただく場でございますので、その点を十分に配慮して質疑をお願いしたいと思います。

それでは、ご質疑のある方はお述べください。

（後藤善次委員）7ページ、新規就農者、これは掌握されていない人というのもいるのですか。認定農業者と認定されていなくて、農業に従事して510万円あるいは440万円以上になっている人たちというのもいるわけなのでしょうか。

（農業企画課農業担い手係長）あくまで農業経営の目標を達成するというような計画を自主的に作成して、自分は認定農業者として農業経営をしていこうという方々を認定していく制度ですので、お見込みのとおり、所得を達成していながらも認定農業者になっていない方は存在すると思いますが、細かな数字についてはこちらでは持ち合わせてはおりません。

（後藤善次委員）いたとしてもそんなに多い数字ではないだろうということですね。ほとんどの方が認定、このラインを超えている人たちは認定農業者になっていらっしゃるかと。

（農業企画課農業担い手係長）申し訳ありません。数字としてはちょっと持ち合わせておりませんが、何とも言えないところですが、農家数が統計上お示ししているとおりとなっている中で、認定農業者としては500人余りの方を認定していると、そういった状況であります。

（村山国子委員）5ページと6ページでお聞きしたいのですけれども、5年間で1,000軒ぐらいつつ減

っているということで、1年間にすると200軒ぐらい減っている中で、新規就農者は多くて、46人ということなのですけれども、そうするとこれからプロモーションとかいろいろして、売るほうも宣伝していくけれども、新規就農者が伸びない中で高齢化と死亡が増えているという中で、これから先の展望というか、そういう事実に対してもうちちょっと人数を増やすにはどういう見方をしているのかななんて思ったのですけれども。

（農業企画課長） おっしゃるとおり、亡くなる方、やめる方の数のほうが多くて、どんどん農家数が減っているという現状がありますので、新規就農者の確保に向けて就農相談であるとか、あとは新規就農者向けの支援についてももっと取り組んでいかなければいけないというところはあるんですが、併せて農業の魅力というものをもっと知っていただいて、さらには農業ってもうかるのだよというところ、ブランド化であったりとか、あるいは販売のルートの確保だったりとか、そういったものだったり、あるいは農地の保全管理だったり、いろんな面から農業というのは魅力的なものだということを総合的に進めていく必要があるのだらうなというふうには考えております。

以上です。

（村山国子委員） この新規就農者の46人とかというのは移住してきてやったのか、それとも地元の人が多いのでしょうか。

（農業企画課長） 中にはいらっしゃるんですが、地元の方というのが多い状況です。

（村山国子委員） 13ページなのですけれども、例えばキュウリを栽培すると年間の所得が91万円ぐらい、これというのは新規就農で市からの補助が例えば100万円、県、国の補助が150万円とか、市の補助が入らない数字になるのですか。

（農業企画課長） こちらは、補助金が入っていません。あくまでこちら10アール当たりということになります。実際就農される方については10アール、1反歩ですので、例えばキュウリを2反歩やられて、プラスネギを併せて取り組まれるとか、複合的に進められている状況です。

以上です。

（村山国子委員） 国のほうだと5年間ぐらいしか入らなくて、こうやっていくと大体5年過ぎれば自立してとか、順調に家族と一緒に食べていけるぐらいの、そういう感じの所得にはなっていくような感じなのですか。

（農業企画課農業担い手係長） まず、今新規就農の国の補助制度、経営開始資金につきましては3年間の補助ということになっております。それを受けるにあたっては、青年等就農計画という営農計画を立てることになっておりまして、そちらの計画目標が5年後に260万円の所得ということでの計画を立てるということになっておりますので、それを受けられる方はその所得、260万円を目指して農業経営をするということになっております。

以上です。

（真田広志委員） 10ページの経営所得安定対策のいわゆる直接支払交付金なのですけれども、そもそ

も諸外国に比べて不利な畑作に対する交付金ということで、これ標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を出したところでもうけにはならないですよ、一円も。これを少しさらにげた履かせないと、要は幾らやってもとんとんというわけですよ。作っても意味がないようなことになりかねないのかなというのだけれども、これは作る意味があるのかなという。この交付金があることによってわざわざ、そのほかに様々な労働に対する、またどういう考えなののでしょうか。なぜやるのか。やるのかなんて言うとも怒られてしまうけれども。

【「げたで生活する」と呼ぶ者あり】

（真田広志委員）げたで。生産費ですから、生産費がここまでかかってしまうわけだから、これで生活できない。出ていっている分入ってくるだけなので。これはどういう考えなのでしょう。あえてやる必要性があるのかなという。せっかく働いて作物作ったけれども、生産費分までしか出ないのでは。

（農業振興課生産振興係長）委員のご質問のとおりといいますか、お見込みのとおりで、やはり麦だったり国内で生産して国内で消費するというような目標がありまして、そちらの中を進めていこうという制度なのですけれども、大きく栽培をしているほかの国に比べると、やはり小麦だったりというのはかなり安い値段で外国から入ってくるので、そちらと生産性が高い、生産費をそのまま反映させて国内で売れるかという、なかなかそうはいっていないと。そういった方々について委員おっしゃるとおりプラスになればいいのですけれども、プラスまで持っていくことは難しいので、生産費までは補填しようという制度だと私たちは認識しております。やはり委員の質問のとおり、これではもうからないという部分もあると思うので、農業者さんたちはなかなかこちらに手を出しにくいのかなと、それでこういった件数についても5件というような結果になっているのかなと認識しております。

以上です。

（真田広志委員）それでも5件やるのだから、また何かどういった理由なのかな。労働分が出てこないじゃないですか。労働に対する対価がなくなってしまう。それは承知の上での、こんな国にもうちちょっとしっかり物申さないといけないような感じがするのですけれども、いかがですか。なかなか言われても困ってしまうのでしょうかけれども。

（農業振興課長）この経営所得安定対策事業と直接支払交付金については、毎年東北市長会を通じて県のほうにやはり今の実情、あと作物の現状、地域の現状を踏まえた制度改革を我々も継続して求めているところでありまして、今年も11月に東北市長会を通して国のほうに強く言っております。今係長が言ったとおり、やっぱり安定化というところに目標を置いた制度なので、今後先ほど言ったようにこのテーマがもうかる農業、我々も当然そこを目指すということであれば、やはりプラスアルファ、生産振興、支援していかないと魅力ある農業経営ができないのかな、そこは我々も十分認識した上で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

（羽田房男委員）7ページの認定農業者制度ということですが、新規就農者が例えば認定農業

者になる前におやめになっているということなのだと思うのですが、その辺が認定農業者制度はというところで、7ページですか、書いてあって、丸ポチ2つなのですけれども、非常にこの手続きなんかも農業経営改善計画の作成をしたり、農業企画課に申請をして、そして計画を認定して、農業支援をされるということですので、ちょっと分からないので、聞くのですけれども、ハードルが高くて、これは6ページのところにありますけれども、新規就農者46名かな、そこまでいくまでにおやめになってしまうといえますか、そういう方がほとんどではないのかなというふうに思いまして、それがまず1点です。どうなのでしょう。認定農業者まで指定されるという、認定をされる方が新規就農された方というのはかなりハードルが高くて、そこまでいくのかなというのが率直な疑問なのですが、いかがでしょうか。

(農業企画課農業担い手係長) 新規就農者の方々が認定農業者に移行している方も中にはいらっしゃるのですが、すみません、ちょっと具体的に何人とはお答えできないのですが、中にはいらっしゃるということで確認しております。さらに、新規の就農者に関しましては、補助金を受けていらっしゃる方につきましては市と県とJA合同で現地確認を行っておりまして、その中で助言等を行いながら、5年後ぜひ認定農業者になってくださいということでエールを送っている状況です。

以上です。

(羽田房男委員) ①の、これ何ページだっけ、拡大したりしているので、ページを見たりするのはちょっときついのですが、農業経営改善計画の作成ということで、丸ポチ2つに計画は5年ごとに更新ということになりますと、認定農業者の方が5年、6年目には必ずもう一度計画を農業企画課に申請をして、計画を審査して、そして認定をされるという、そういうサイクルなのでしょう。

(農業企画課農業担い手係長) お見込みのとおり、5年たてばまた新たに計画を立てて更新ということで行っておりまして、現在の所得と5年後の所得と両方計画書の中に記載するようになっておりますが、例えば現在の所得が目標に達していなかったからといって認定しないでありますとか、罰則規定があるとか、そういったことではございませんで、極端に所得が低いというような方に関しましては、本当に計画を達成する見込みがあるのかどうかというところを聞き取りしながら、例えば今病気だけれども、治ったところなので、これから本格的に始動したいのだというような状況を聞き取った上で、達成見込みということで判断いたしまして認定しているというような経過もございます。

以上です。

(羽田房男委員) 農業経営の目標というところで、年間の農業所得が個別経営体だと1戸当たり510万円以上ということになりますと、非常にきついかなというふうに、ちょっと僕農業やったことないので、分かりませんが。そういたしますと、11ページの認定農業者に対する主な支援措置ということで、融資ということで、当然農業経営を拡大する場合に資金を調達しなければならないということで、この③のところに融資ということで記載されているのですけれども、この名称は3つ記載をされておりますが、個人も3つですけれども、こういう融資を実際に受けられている方というのはいらっ

しゃるのでしょうか。非常に金額的に、そして備考の欄でも返済できるのかなというような、そういう金額なので、僕農業やったことないので、分からないのですけれども、このくらいの融資を年度内に受けられる方というのはやっぱりいらっしゃるのでしょうか。

（農業振興課生産振興係長）融資の内訳についてですが、令和3年度L資金を借り入れる方はいらっしゃいませんでした。近代化資金については、9件の借入れした方がいらっしゃいました。令和4年度は、L資金、一番上のものを3件借りた方がいらっしゃいました。近代化資金についてはありませんでした。本年、直近の数字ではL資金について4件の借入れがございました。近代化資金については、2件の借入れがございました。ただし、この借入れの金額につきましては、こちら限度額が大きい金額であります、福島市内の方の借入れにつきましては大体1,000万円程度の上限で借り入れる方が多いような状況です。

（羽田房男委員）例えば融資でスーパーL資金ということで4件を融資されたということですが、3億円から6億円とかなっていますよね。そうなりますと、1,000万円とかスーパーS資金ということで、個人だと500万円ということなのかな、それとも農業近代化資金というところでお借りになるのか。スーパーL資金というのは3億円から6億円というふうに個人の場合記載をされていて、償還期限が25年以内というふうに記載されておりますので、それでも4件いらっしゃるというのは1,000万円ではないですね。教えてください。

（農業振興課生産振興係長）L資金の3億円から6億円という金額なのですけれども、これは限度額でありますので、その下だったらいいという条件です。福島市内の方ですと、今年度は多い方でも1,500万円です。

（羽田房男委員）了解しました。必ず3億円から6億円を借りなくてはならないのかと、限度額ですね。分かりました。ありがとうございました。

以上です。

（白川敏明委員）最初のほうに戻りますけれども、農家数とか従事者数がずっと減っているわけですが、農業産出額の推移とあるのですけれども、これは令和元年からの推移なのですけれども、平成22年から比べて産出額というのはどのくらい変化しているのですか。

（農業企画課農政企画係長）産出額のデータだったのですが、こちらの令和元年から令和3年のデータしか今手元になかったものですから、申し訳ございません。

（白川敏明委員）もしかしたら農地の貸し借りとか売買があったのかと思うのですけれども、22ページ、農地バンクというのもどういう状況で利用されているのかなんていうのは、つまり何例ぐらい取り組んでいるのか、対応しているのかというようなことは分かりますか。

（農業企画課農業担い手係長）令和4年度の実績ですが、農地の筆数としては430筆が契約されておりまして、面積としては66ヘクタールで、まず貸付者が機構に貸し付けた件数としては139件で、機構から転貸、借受け者のほうに貸したという件数が93件ということになっております。こちらの数字の差

につきましては、貸付者が機構に貸し付けたものを機構がまとめて借受け者に貸すということなので、まとめた分件数が93件と低くなっていると、そういった状況でございます。

以上です。

（農業企画課長） 先ほどの農業産出額なのですが、こちら平成18年まで過去の算出方法で統計はあるのですが、平成18年に一度終了しておりまして、再度新たな算出方法になったのが平成26年から再開されております。ちなみに、平成26年の産出額については171億円ほどになっておりまして、現在が181億円ということで、平成26年度からしますと約10億円増加しているという状況です。

以上です。

（白川敏明委員） あまり減っていないというか、逆に増えていきますけれども、それは物価か何かの関係なのか、それとも一個体が大きくなって生産量が増えたのかという、そういう状況はあるわけですか。

（農業企画課長） 物価上昇も要因としてはあろうかと思いますが、品目で見ますと、果樹についてが平成26年102億円ほどだったものが令和3年112億円ほどということで、ここで10億円伸びている。今年度についてもモモの販売額が過去最高だったというところもありまして、必ずしも今の物価と連動しているというところについてはちょっと関連性が分からないのですが、果樹が伸びているというのは間違いないのかなと思います。

（農政部長） 農業産出額については、販売価格と量の掛け算になるので、例えば4ページの果実の内訳について見ていただきますと、令和2年ナシが31億7,000万円ですか、全国1位ではあるのですが、この年全国的に黒星病でナシの生産量が下がったのですが、品薄な分価格が上がっているの、そういった需要バランスといいますか、そういったところでも数字が変わってきているところではあります。

（真田広志委員） ページが分からなくなりましたけれども、樹園地継承システムを新しくつくるの、なんていうのだけれども、これと農地バンクって、例えば中間管理機構とか通す、通さないとか、いろいろあるのでしょうか、どういったことが特に改めての部分になっていくのでしょうか。

（農業委員会事務局農地係長） こちらは、目的といいますか、樹園地継承というところで、まずは離農される方、農業をやめる方が今耕作されている樹園地の木を伐採しないで、使えるものを次の方にお渡しする、必要とされている方に使っていただくというところを目的として、まずはそういった情報、やめる方の情報をいただいて、それを広報して、使いたい方、希望する方がいればそこでマッチングさせるというところが最初になります。そのマッチングにあたっては、それぞれ土地を貸し借りする、あるいは売買するという手続きがその後に発生してくるというところのシステムづくりということがございます。

（真田広志委員） 例えば農地バンクの場合は地域計画とかつくっていったということなのだろうけれども、目的はやっぱりそろそろ少しずつ範囲を、規模を小さくしていこうかなという人たちも農地バ

ンクに登録しておいて、マッチングしていくことということなので、それほど変わらないのかなという感じも、それが果樹に限定した、果樹の場合は一気に終わってしまったら当然切り落とされたりとかということはあるのだろうけれども、そういうことのデータも登録も農地バンクのほうでもやっていなかったでしたっけ。

（農業企画課農業担い手係長）農地につきましては、農地バンクのほうで貸出申出という形で登録を受け付けておりまして、運営をしておりますが、今回は特に果樹に限って伐採されてしまうという問題がありましたので、そこを解決するために別途登録システムを立ち上げまして、そちらで園地の状況を把握すると。マッチングを終了した後には実際の貸し借りの手続きが発生しますので、そちらについては農地バンクで今までどおり対応していくということで考えております。

（真田広志委員）農地バンクでも当然果樹の受渡しというのを、当然果樹園をやっている方々ってできれば今まで育ててきた自分たちの大事な果樹はできるだけ切りたくない意識って皆さんひとしく持っていて、なのでこういった農地バンクのほうに登録しているというようなことも随分聞いていたのだけれども、そうするとそれほどあんまり特異性ってないのではないかなとちょっと思うのだけれども、どういったことなのかなというのが。確かにこのシステム設けてさらに奨励金みたいなものというのをやることに今後向けていくためにこの新たなシステムを立ち上げたということなのでしょうか。

（農業企画課農業担い手係長）お見込みのとおり、後に樹園地継承システムに乗って農地を貸した方については奨励金を今検討中でして、そのフローの一つとして樹園地継承システムがあるというふうにも考えております。実際に農地バンクのほうに登録される方もいらっしゃるのですが、やはりすぐに借手が見つからないというようなことになってしまいますと、周辺の農地に病気がうつってしまったりですとか、また鳥獣の巣になってしまうといったような危険性がありますので、農家さんはどうしても伐採せざるを得ないといったような状況に今あるということで、奨励金を検討しながら、そうならないような仕組みづくりということで今回のシステムのほうを考えております。

（真田広志委員）そういったこともしっかり伝えていくことって大事なのだと思います。私昨日たまたま元議長の佐藤眞五先生のところに行ってちょっとお話ししてきたら、前からちょっと誰か後継者いないかなんていうことでやっていたのだけれども、農地バンクのほうで借手も決まって、すごく喜んでいました。皆さんそういった意識でちゃんと活用しているよなんていうことで、新しいシステムができて混乱していかないのかなんてちょっと思ったのだけれども、それはすみ分けはしっかりしながらということですね。分かりました。

（農業企画課長）農地バンクにつきましてもマッチングというのはあるのですが、こちらの樹園地継承システムの特徴としましては、今植わっている樹齢だったり、あるいは譲渡可能な農機具、こういったものもありますよみたいな情報も付け加えてお示しする予定で、広くネットで情報を見ただくことでより借りやすくなるのかなと思っております。

(真田広志委員) おそらくそのところは樹齢とかそういったものが分かってくるということであればまたあれなのでしょうけれども、了解しました。やっぱりそういった特異性がないとわざわざというところがちょっと納得できなかったもので、ちょっと質問しましたが、分かりました。了解しました。

(村山国子委員) 19ページだったのですが、農業体験のほうには1日当たり3,000円を交付されるのですが、研修のほうの先進農家は受入先が21件で、県内1位ということなのですからけれども、受入れ実績も令和3年は9人ということなのですからけれども、ここには就農者にはお金が出ると下に書いてあるのですが、受け入れる先進農家のほうには何か援助みたいなものはないのですか。

(農業企画課農業担い手係長) こちらの研修の先進農家さんにつきましては、無償で引き受けていただいております。実際、研修ですとおよそ年間たしか1,200時間だったか、千何百時間研修を受けることとなっておりますので、実際農作業をすることが研修を受け入れる先にとっては、労働力ではないのですけれども、実際に農作業をしてもらっているというような状況もありますので、そういったことも踏まえて無償ということで制度構築しているのだと思います。

以上です。

(村山国子委員) 1,200時間ということで、通いで研修受ける感じなのですか。

(農業企画課農業担い手係長) はい、通いで研修を受けるということになっております。

(村山国子委員) なかなか技術を習得するというのは大変なことだと思うのですが、単年度とかではなくて、年間1,200時間ということで、3年とかで長い時間の研修になるのですか。

(農業企画課農業担い手係長) こちらの研修につきましては、就農準備資金という補助制度を活用しながらの研修となっております、こちらの準備資金が最長2年間受給できるということになっておりますので、おのずと研修のほうも合わせて2年とかいったようなことになっております。

以上です。

(村山国子委員) 31ページの収入保険なのですが、おとしの霜と、あと去年の霜と、去年のひょう、今年のまた霜と3年続きで霜とひょう被害に遭っていて、収入保険に入っていないとそういうのが補填されないよというふうになっていて、市も一部負担するようになってはいるのですが、この加入率というのが数%という状況なのです。今年なんかも私リンゴ買いに行っているところに行ったらば、贈答用なんか全くないよって、取れないのですって言われて、そうしたらリンゴ農家で1年間食べていくのではないのかなと思うのですけれども、収入保険って大切だと思うのですけれども、伸びない理由というのはどういうことなのですか。

(農業振興課生産振興係長) まず、この収入保険の要件に青色申告というものがあることと、そもそも今農業の資材がかなり上がってきていて、そもそも営農することにお金がかかっていることで、保険料のほうにまでなかなか営農者の方が金額を割けないというような状況などが絡み合って伸び悩んでいるのではないかと思います。

(村山国子委員) 国も入っているのでしょうけれども、市が霜被害の後、初期費用を一部補助するというふうになって、伸び率というのはどんなだったのですか。

(農業振興課生産振興係長) 伸び率につきましては、私たちの目標で令和5年から令和7年まで200件を新規加入ということで目標として定めておりまして、今年から始まったのですけれども、令和5年度50件の目標で41件の新規加入がございました。令和4年度につきましては48件の新規加入でありましたので、もう少し伸び率として上がっていただければいいなと思っております。

(村山国子委員) 経営も大変なので、本当に保険料を払うのが大変なのだろうなと思うので、何とかそういう保険料の補助なんかもできればいいななんて思いますけれども。

20ページなのですが、農業用機械を買うときに上限30万円、3分の1という随分大変かなって、さっきのマッチングみたいに機械もついているよという、本当にそれも含めて借りられるけれども、新しく買おうと思うと、新規就農者の人なんか本当にお金もなくているのに大変なのだけれども、何かこういうプラスで考えられるみたいなのはないのですか。

(農業企画課長) 国の制度を活用できる方はある程度の金額にはなるのですが、一番は年齢が45歳なり50歳というところで区切られているのですが、それ以上の方で機械の購入についてはこちらであるとか、あるいは50歳未満の方もそうなのですが、中古の農機具のあっせんなんかもサイトで包括連携を結んだ中でそういったのをご案内なんかもさせてもらっているのと、併せてA)の農業経営開始支援事業、こちらについては月5万円を最長2年間ということで、65歳までの方についてはこちらの生活資金をご利用いただけるといったものになります。

以上です。

(羽田房男委員) 初歩的な質問ですみません。8ページ、新規就農者なのですが、右側のところに調査対象ということで、5年間ということで状況を確認するのだということなのですが、5年間たてばそういう調査はしないということでしょうか。6年目からはもう一般の農業従事者という扱いになっているのでしょうか。

(農業企画課長) こちらの定着状況調査につきましては、こちら今回が初めて調査をさせていただいたというものになりまして、今後こういった方向性で進めていくかというところは今後の検討にはなりますが、やはり定着状況というものを把握していくのは大事だと思いますので、何らかの方法で検討していかなければならないなというふうには思っています。

(羽田房男委員) 12ページですけれども、②の農業後継者連絡協議会への支援ということで、6方部に設置をされているというご説明がありました。丸ポチ、黒ポチ2つ目の新規就農者の激励会とかとあるのですが、活動事業費補助金の交付って、2番目の黒丸です。これはどういう内容なのでしょうか。

(農業企画課農業担い手係長) こちらにつきましては、市連協というふうに呼んでおりますけれども、市連協の事業活動における補助ということでありまして、昨年度につきましては、例えば新潟のJA

北魚沼農産物直売所に出店をするとかいったようなことの仕入れ費用として使用したりですとか、あとは軽トラ市のほうに出店したりですとか、そういったことの事業活動を実施しているということに対する補助ということになります。

以上です。

（後藤善次委員） 3か所視察に行くのですけれども、そこにスマート農業というのが全てのところに関係しているのです。先ほど28ページ、4つの例題出していただいたのですけれども、このスマート農業の機器自体の情報というのは全国大体同じような情報が行って、果樹が多いとか、田畑が多いとか、そこの特産物によって使うものが限られてくるというのかな、そういう状況なのですか、このスマート農業の機器については。

（農業企画課農政企画係長） どうしてもスマート農業機器に関しましては圃場によって使う機械が変わってくるものですから、例えば自動操舵トラクター、コンバイン等々についてはやはり平野部で水田が平地で広くつながっているような、北海道とかああいう大きいところで活躍する機器になりました。あと福島市においては果樹が主なものですから、どうしても小型の機械、例えばここに書いてありますとおり自動草刈り機とか、そういったものが重宝されているというようなところの特性はございます。

以上です。

（後藤善次委員） 福島の果樹の生産量からいったときのスマート農業化というのは、これからこちら側は受け身になる感じですよ。情報を提供してもらって、それに合った農業をやっていくというのか。今人間がやっていることをただ単に機械化をするとか、電子化をするとかということだとなかなか大変ではないかと思うのですけれども、物を育てる過程が変わってくるとかという、スマート化することによって。そういうスマート農業なのですか、今は。

（農政部長） ここに一応4つの例は出させていただいておりますけれども、二、三日前にお会いした方のスマート農業の部分ですと、スマートフォンの中にアプリが入ってしまして、例えばリンゴの画像を撮ると、レーダーチャートで酸味とか糖度とか、そういったものが出てくるアプリがあったりしますので、例えばそういうものであれば、ある程度収穫時期が新規就農者でもそういったものをかざして撮れば見えるようになってくるとか、あと実用化されている部分ではないかもしれないですけれども、大学の研究とか見ますと、ベテランの農家さんの目線を追って、どこに目線が行って、どの作業をしているとか、そういったものもデータ化されてスマート化されていくのかなというのもありますので、単純に草刈りとか、人の作業が機械に置き換わるだけではなくて、そういったデータであるとか、ベテランの方の作業の動きとかも、今はそういったものを目指していくというようなスマート化もあるのかなというふうには考えているところでございます。

あと、さっき農政企画係長が申し上げたとおり、傾斜地なので、和歌山とかミカンの産地でドローンを使って消毒することはできるのです。ですけれども、福島のような場合ですと、福島は果樹しか

もモモとかリンゴが多いため、葉の裏のほうに農薬が当たらないといけないのですが、上からドローンでやってもなかなか下に回ってこないで、ではどういった方法があるのかなというようなところも今後、実証とかやっていたらいい農家さんもありますし、研究の余地はあるのかと。いろんな可能性はありますし、福島農業に合ったスマート化というのも考えていかなければならないというふうには考えているところでございます。

（後藤善次委員）30ページ、令和6年度は市独自の補助金を検討と。期待してしまったのですが、視察先で自慢できるかもしれないので、これ教えてもらえないですか。

（農業企画課長）こちらについては、農林水産省のほうでもスマート農業実証に関する補助であるとか、いろいろ補助メニューはある中で、実際これまでスマート農業の検討会をやって検討してきました。今年は実演なんかをやって広く知ってもらいました。次はという段階で、やっぱりいっぱいいろんな農家さんに使っていただきたいというところでのこの補助というところになってくるので、いろんな補助メニューを見ながら、他市の状況なんかも見ながら、導入していただくための支援というところで考えている状況です。

以上です。

（真田広志委員）関連して、おっしゃるとおり、国なんかでもスマート農業の推進パッケージやら何やら随分積極的に推奨している割には、導入に特化した補助制度ってないのだなというのは改めて思ったのですが、ただこのBのメイドインふくしまロボット導入支援補助金なんか使って、ふくロボマップみたいなのを昔見たことあるのだけれども、結構福島のロボットって農業に特化したようなロボット結構出しているのですよね。そういうのって結構純粋に個々に導入できるのだろうなって思っているのだけれども、そういったものを利用しての実績とかってここでは分からないですよね。紹介してもらったことあるのだけれども、他県に比べてふくロボって結構農業に使えるやつって出ているのだと思うのです。そういったものを積極的に導入していけば、やっぱり福島は他県に比べてその辺に関しては大分有利なのかなという感じがしてはいるのだけれども、どうですか、その辺。農政部でもしっかり宣伝しているので。

（農業企画課農政企画係長）スマート農業機器に関しましては、県内ですと南相馬のほうでドローンの消毒とか、そういったことであちらのほうで開発が結構盛んなのですが、県内で見ましても、先ほど申し上げたように小型の自動草刈り機とか、そういったものがあまり開発されてはいないので。なので、県外の業者さんと呼んで先日も実証事業をやった次第なのですが、これから県内の企業さんがいろいろ開発してくれるものだと思います。

（真田広志委員）おそらくベース車両なんかだったら、無人車両なんかだと、それに何かオプションつけばそういうのに特化できるのだろうなとは思いますが、何とでもやりようがあるので、その辺も要交渉なのかなという感じがすると、それからこれはちょっとあれなのでしょうけれども、先ほどの20ページ辺りにあった農業機器導入補助金みたいな、こういったのは当然、福島市の補助金は全然

当てはまらないですよ。農業何とか導入、農機器導入補助金みたいなものさっきあったではないですか。

（農業企画課長）20ページのほうにあるこちらの機械の補助、こちらは特にスマート農業かそうでないかというところで要件は設けていないので、こちらの中でもスマート農機を購入していただくことはできます。

（真田広志委員）いろんなそういった可能性って多分あるかと思うので、ぜひ積極的に福島の特長性というものを生かしながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（村山国子委員）37ページなのですけれども、すみません、これだけで終わります。ウェブ販売なのですけれども、これによって伸び率みたいなというのは、結構おいしければ定期的にお店とかというのものもあるのかななんて思うのですが、期待していいのかななんて思うのですが、そこら辺はどうですか。

（農業振興課販売促進係主任）福島駅前軽トラ市のウェブ版ということで令和2年度からやらせていただいて、今年3年目ということで、アクセス数のほうもやはり7月から10月までのモモ、ナシ、ブドウの時期になりますと平均して5,000件ほどのアクセスが月にございます。多いときで8,000件ほどのアクセスがありまして、東京、福岡、長崎、大阪などの重点消費地、そちらにSNSの広告を出しますと、やはり新しい購入者が来るということで、生産者からは大変新規でお客様が来てくれるという意見はいただいております。

（根本雅昭委員）17ページ、22ページの農地バンクなどなのですけれども、入り口の部分で、例えば農地法3条の許可でつまずいたり、その他の理由で何かつまずいてしまったりとか、あと例えば17、22ページのこのような事業で3条の許可で何かサポートを受けられるとか、そういうものってありますか。

（農業企画課農業担い手係長）今地域計画の取組の中で国としても農地バンクでの貸借を推し進めているということもあって、市の支援もそれに合わせて農地バンクを優先的に制度構築しているという状況ではありますが、農地流動化支援事業の中で農地バンクの貸借のほかに農地法3条による農地の売買の方については支援をしているといったような状況です。

（根本雅昭委員）分かりました。ありがとうございます。

（根本雅昭委員長）さらに大丈夫ですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（根本雅昭委員長）ほかに発言がなければ、質疑を終結いたします。

それでは、当局説明を終了いたします。

当局の皆様におかれましては、お忙しい中、すみません、遅くまでありがとうございました。今後とも様々な部分でご教授いただく機会があると思いますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、当局退席のため、暫時休憩します。

午後3時14分 休 憩

午後3時16分 再 開

(根本雅昭委員長) それでは、経済民生常任委員会を再開いたします。

それでは、本日の当局説明の意見開陳を行います。

本日聴取した項目に関してご意見のある方はお述べください。

(羽田房男委員) ありません。これからです。

(後藤善次委員) 意見ね。ここで言う意見というのは何ですか。

(根本雅昭委員長) こういうふうには調査していきたいとか、こういう部分が参考になったとか。

(真田広志委員) ためになったぐらいの意見。

(村山国子委員) 感じたでは駄目ですか。

(根本雅昭委員長) 感じた部分。先ほども質疑応答ありましたので、そういった部分ですかね。ということでもまとめさせていただいてよろしいですか。質疑のあった部分ということで。

(真田広志委員) 質疑、興味ある部分だったりとか、深めていきたいところに関して質問したので、その部分で見ていただくのがよろしいのかと思います。

(村山国子委員) 1つ感じたのは、5年間で1,000人も就農者が減っているのに、産出額が、いろんな条件はありますけれども、そこまで減っていないというので、福島の農業の人って頑張っているなってすごく感じました。なので、やっぱり議会としても応援していければなと感じました。

(根本雅昭委員長) 減っているにもかかわらず、それぞれの農家さんが努力をして生産高が上がっているというご意見でした。

(後藤善次委員) ブランド化ということについては、もう少し福島も取り組んでいくべきところがあるのかなという気がしました。

それから、新規就農についてはほとんどが地元の人たちというお話がありましたので、県外からの新規就農の魅力発信というのですか、そういうところも視察地で一つ聞きたいところなのかなというふうにすごく感じました。

あと、スマート農業については、これは視察先の特産物によって福島でそれもやればうまくいくのかどうかというのは少し中身の問題があるということの確認ができたこと。それからスマート農業に対して行政がどういうふうに関わっていくのかということ。それが勉強したいテーマの一つなのかなという気がいたしました。

以上です。

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。ブランド化と、あと今は地元が多いので、地元以外の方に対してのPRも含めて、あとスマート農業の活用といいますか、福島にどのように使えるかという

部分ですかね。

さらにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、そのほかご意見なければ、意見開陳は以上といたしまして、先ほどの質疑の部分も含めてご意見とさせていただきたいと思います。

次に、参考人招致についてを議題といたします。

先日の委員会においてご協議いただいた内容を基に正副委員長手元で参考人招致実施要領案を作成いたしましたので、ご覧ください。フォルダー、同じところに参考人招致実施要領案というファイルございます。よろしいですか。

まず、日時ですけれども、令和6年、来年ですね、1月19日金曜日の午前9時30分から、そして場所は市役所9階909会議室となります。

目的は持続可能な農業の振興に関する調査に資するため、出席依頼者は福島大学食農学類長の荒井聡先生です。

聴取内容は、新規就農者の確保と定着のための対策について、農作業の効率化と農業所得の向上について、本市の農業に活用すべきスマート農業について、小規模農家への対策についてなどのお話をお伺いしたいと考えております。

当日の進め方ですが、参考人の意見開陳が60分間、質疑を30分程度行いまして、その後、委員のみで意見開陳を行いたいと考えております。

その他の項目については記載のとおりですので、お読み取りいただければと思います。

説明は以上となりますけれども、このような内容で参考人招致を進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、行政視察についてを議題といたします。

前回の委員会において、視察候補先の農家数と農業の状況についてご質問がございました。後藤委員からございましたが、視察候補先の3自治体の農家数と産業産出額について正副委員長手元で資料を作成いたしました。

詳細は後ほどご確認いただければと思いますけれども、農林水産省が作成した令和3年農業産出額の資料によりますと、まず宇都宮市はイチゴのほかにも米やトマト、日本ナシ等が全国上位の産出額となっております。続いて、甲府市はブドウ、モモ、スモモの産出額が全国上位、そして豊橋市はキャベツ、トマトの生産が特に盛んで、野菜全体の産出額が全国で5位となっております。いずれの自治体も全国上位の産出額を誇る農産物を生産しておりまして、農業が盛んであることが分かるかと思います。また、持続可能な農業にも取り組んでいるということで、今回の調査の参考にしていただ

ればと思います。

この件については以上とさせていただきます。

(真田広志委員) 後でご覧いただきたいということはどこに載っているのですか。

(村山国子委員) フォルダーの中。

(真田広志委員) 別なところね。

(根本雅昭委員長) そうです。

(真田広志委員) 了解です。

(根本雅昭委員長) 1つ戻っていただいての資料たくさんずらずらとありますので、後ほどご覧いただければと思います。大丈夫ですか。いろいろ資料あってごめんなさい、同じフォルダーですね。同じフォルダーの農家戸数、農業産出額(宇都宮市、甲府市、豊橋市)というフォルダーの中にそれぞれのデータ入っておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、次に移ります。先日の委員会では3か所の視察候補先を選定いただきましたけれども、調整の結果、全ての視察候補先から受入れ可能との連絡をいただいております。今回の行政視察は、この3か所の視察を行います。

まず、視察の日程についてですけれども、1月30日から2月1日までの3日間で、まず1月30日が栃木県宇都宮市、1月31日が山梨県甲府市、2月1日が愛知県豊橋市の視察を行いたいと思いますが、このような日程で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、視察先の聴取内容ですが、宇都宮市からは、宇都宮ブランド農産物について、地産地消の取組について、新規就農者支援の取組について、スマート農業への取組についてを聴取したいと考えております。

次に、2日目の甲府市からは、甲府ブランド認定制度について、プロフェーマー認定制度について、半農半Xへの取組について、スマート農業への取組についてを聴取したいと考えております。

最終日、3日目、豊橋市からは、食と農のまち推進プロジェクトについて、地産地消の取組について、新規就農バスツアーについて、スマート農業への取組についてを聴取したいと考えております。

また、調査内容が農業振興であるため、内容が多岐にわたっておりますが、視察の時間が限られていることから、今回は視察先の特徴的な取組について聴取したいと考えております。

聴取内容についてご意見ございましたらお願いいたします。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、そのように進めさせていただきます。

以上で経済民生常任委員会を終了いたします。

午後3時25分 散 会

經濟民生常任委員長 根 本 雅 昭